



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

55 救急病院の認定	(医務課)	1
56〃	(〃)	1
57 紀南地域森林計画の樹立	(林業振興課)	1
58 紀北地域森林計画の変更	(〃)	2
59 紀中地域森林計画の変更	(〃)	2
60 保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課)	2
61〃	(〃)	2
62 保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不分明	(〃)	3
63 保安林の指定施業要件の変更	(〃)	4
64 保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不分明	(〃)	4
65 公共測量の実施	(技術調査課)	4
66 隨意契約の相手方の決定	(警察本部)	4

○ 公告

都市計画の図書の写しの縦覧	(都市政策課)	5
---------------	---------------	---

告 示

和歌山県告示第55号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和6年1月19日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 名称 独立行政法人労働者健康安全機構和歌山労災病院
- 2 所在地 和歌山市木ノ本93番1
- 3 有効期限 令和9年1月12日

和歌山県告示第56号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和6年1月19日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 名称 和歌浦中央病院
- 2 所在地 和歌山市塩屋6-2-70
- 3 有効期限 令和9年1月15日

和歌山県告示第57号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定に基づき紀南地域森林計画を立てたので別紙のとお

り公表する。

なお、別紙は省略し、和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課、西牟婁振興局農林水産振興部林務課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課に備え付け、縦覧に供する。

令和6年1月19日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県告示第58号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき紀北地域森林計画を変更したので別紙のとおり公表する。

なお、別紙は省略し、和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課、海草振興局農林水産振興部林務課、那賀振興局農林水産振興部林務課及び伊都振興局農林水産振興部林務課に備え付け、縦覧に供する。

令和6年1月19日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県告示第59号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき紀中地域森林計画を変更したので別紙のとおり公表する。

なお、別紙は省略し、和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課、有田振興局農林水産振興部林務課及び日高振興局農林水産振興部林務課に備え付け、縦覧に供する。

令和6年1月19日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県告示第60号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年1月19日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 日高郡日高川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第61号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年1月19日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 日高郡日高川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かんよう}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第62号

令和5年和歌山県告示第1384号（以下「告示第1384号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を古座川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和6年1月19日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 所在が不分明である通知の相手方
 - 辻新
 - 山口裕久
 - 芝幸博
 - 奥美穂子
 - 上野政次郎
 - 杉尾行久
 - 橋爪乾司
 - 上根義男
 - 上根才次郎
 - 上地守平
 - 山口與藏
 - 沖久松
 - 上地音藏
 - 芝亀楠
 - 山口福太郎
 - 田中作市
 - 山口徳太郎
 - 切土安太郎
 - 南信一
 - 下浦九平
 - 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
- 告示第1384号のとおり

和歌山県告示第63号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和6年1月19日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 日高郡日高川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かんよう}

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第64号

令和5年農林水産省告示第1818号（以下「告示第1818号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を北山村役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和6年1月19日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 所在が不分明である通知の相手方

倉屋多津代

西眞徳

2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第1818号のとおり

和歌山県告示第65号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき農林水産省近畿農政局和歌山平野農地防災事業所長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和6年1月19日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 作業の種類 公共測量（用地測量）

2 作業期間 令和5年12月14日から令和6年3月22日まで

3 作業地域 和歌山県和歌山市永穂地内

和歌山県告示第66号

既連携システム（運転者管理）データ出力機能構築委託業務について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年

和歌山県規則第107号) 第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和6年1月19日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
既連携システム（運転者管理）データ出力機能構築委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県警察本部警務部会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和5年12月15日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社関西支社
大阪府大阪市中央区城見一丁目4番24号
- 5 随意契約に係る契約金額
47,432,000円（うち消費税及び地方消費税の額4,312,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第11条第1項第1号に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

公 告

都市計画の図書の写しの縦覧公告

和歌山市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和6年1月19日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 都市計画の種類及び名称
和歌山都市計画生産緑地地区
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課